

環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（抄）

平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10953 号

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

最終改正 令和 2 年 3 月 31 日元生産第 2663 号

第 5 実施体制

- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 3 （略）

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（抄）

平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号

農 林 水 産 省 生 産 局 長

最終改正 令和 2 年 6 月 5 日 2 生産第 488 号

第 14 第三者機関

要綱第 5 の 1 及び 2 の 中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第 15 事業の評価

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して生産局長に報告することとする。
- 3 生産局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施するとともに、環境保全型農業をめぐる諸情勢の変化や最終評価等を踏まえ、事業の実施期間後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、事業の実施期間中に所要の見直しを行う。